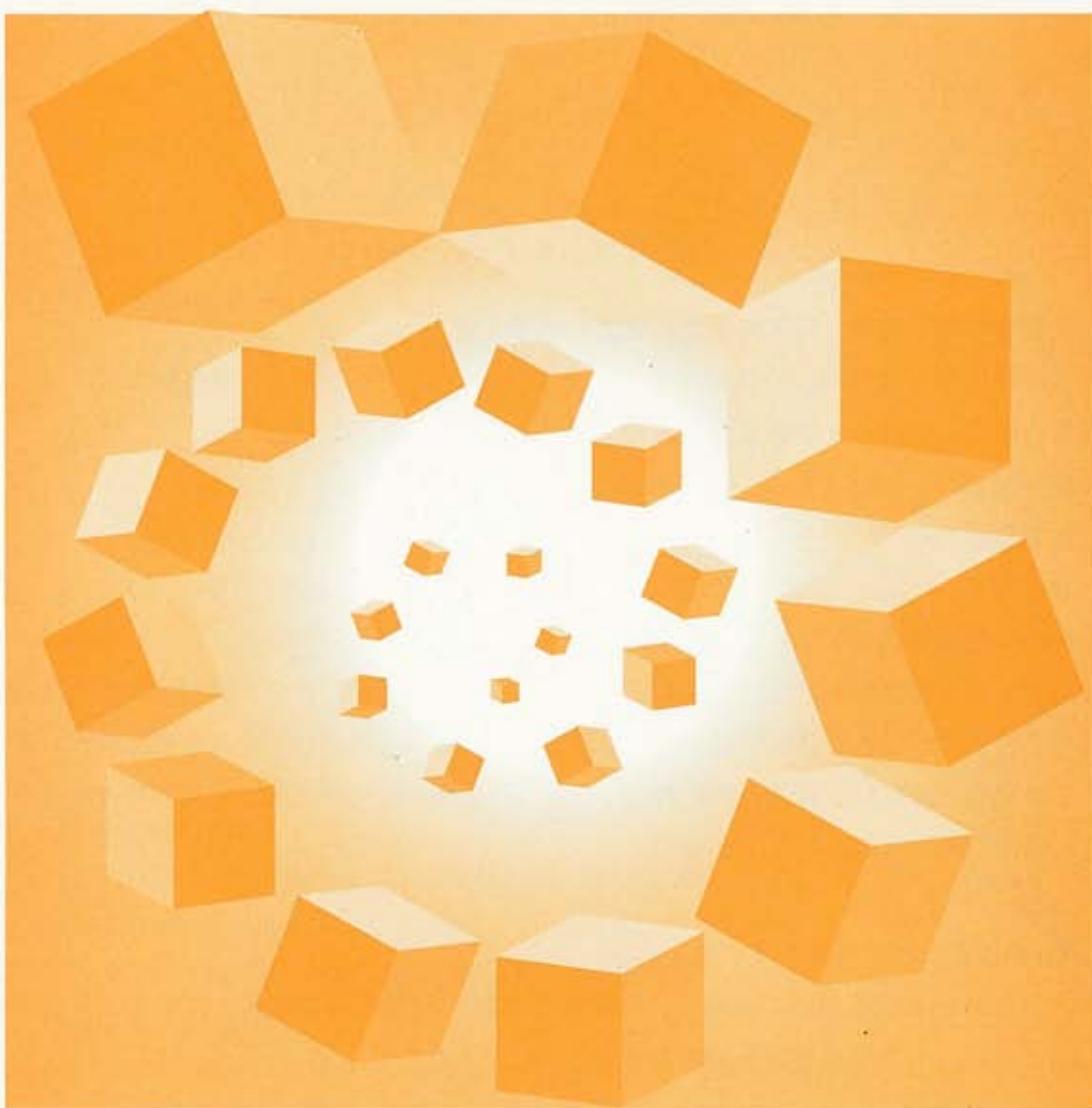


労災保険

二次健康診断等給付 の請求手続



定期健康診断の結果、脳・心臓疾患に関する一定の項目について異常の所見があるとき

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます。）において、脳・心臓疾患に関する一定の項目について異常の所見があると診断された場合に、二次健康診断等給付が支給されます。

◆ 給付の要件

1 一次健康診断の結果、異常の所見が認められること

二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において、次のすべての検査項目について、「異常の所見」があると診断された方が受けることができます。

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ 腹囲の検査又はB M I（肥満度）の測定

なお、一次健康診断の担当医師により、①から④の検査項目において異常なしの所見と診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなします。

2 脳・心臓疾患の症状を有していないこと

一次健康診断又はその他の機会で、医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された方については、二次健康診断等給付の対象とはなりません。

3 特別加入者でないこと

特別加入者の健康診断の受診は自主性に任せられていることから、特別加入者は二次健康診断等給付の対象とはされていません。

給付の内容

二次健康診断等給付では、二次健康診断と特定保健指導が給付されます。

1 二次健康診断

二次健康診断は、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査で、具体的には、次の検査を行います。

① 空腹時血中脂質検査

空腹時において血液を採取し、食事による影響を排除した低比重リボ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リボ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライド（中性脂肪）の量により血中脂質を測定する検査

※平成20年4月1日から、血清総コレステロールの量の検査に代えて、低比重リボ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査となります。

② 空腹時血糖値検査

空腹時において血液を採取し、食事による影響を排除した血中グルコースの量（血糖値）を測定する検査

③ ヘモグロビンA_{1c}（エーワンシー）検査

食事による一時的な影響が少なく、過去1～2か月間における平均的な血糖値を表すとされているヘモグロビンA_{1c}の割合を測定する検査

※ 一次健康診断で受診している場合は、二次健康診断では支給されません。

④ 負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）のいずれか一方の検査

・ 負荷心電図検査

階段を上り下りするなどの運動により心臓に負荷を加えた状態で、心電図を計測する検査

・ 胸部超音波検査

超音波探触子を胸壁に当て、心臓の状態を調べる検査

⑤ 頸部超音波検査（頸部エコー検査）

超音波探触子を頸部に当て、脳に入る動脈の状態を調べる検査

⑥ 微量アルブミン尿検査

尿中のアルブミン（血清中に含まれるタンパク質の一種）の量を精密に測定する検査

※ 一次健康診断の尿蛋白検査で、疑陽性（±）または弱陽性（+）の所見が診断された場合に限ります。

2 特定保健指導

特定保健指導は、二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るために、医師又は保健師の面接により行われる保健指導です。具体的には、次の指導を行います。

なお、特定保健指導は、二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断され

た場合は実施されません。

① 栄養指導

適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導

② 運動指導

必要な運動の指針を示す指導

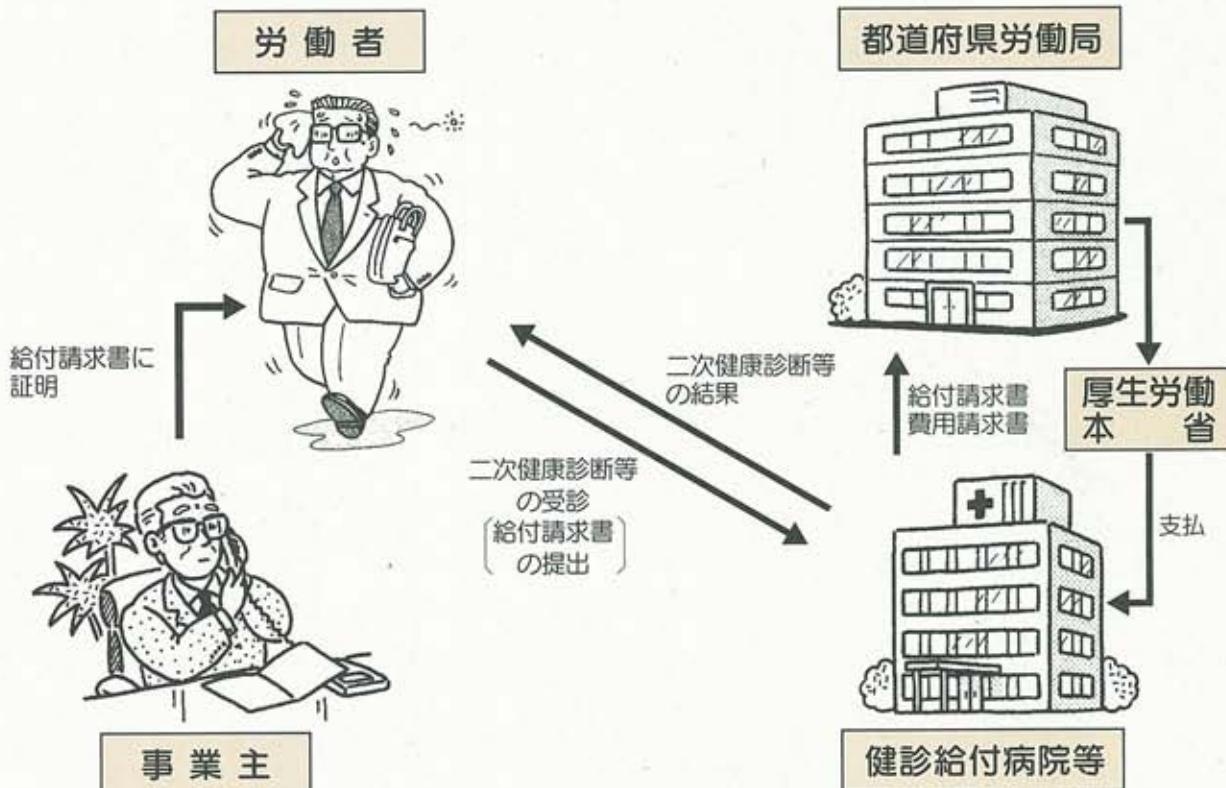
③ 生活指導

飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導

二次健康診断等給付の支給の流れ

二次健康診断等給付は、労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院若しくは診療所（以下「健診給付病院等」といいます。）において、直接二次健康診断及び特定保健指導そのものを給付する、いわゆる現物給付方式になります。そのため、受診した方が二次健康診断等給付に要する費用を負担する必要はありません。

二次健康診断等給付の流れは、以下のようになります。



給付請求の方法

二次健康診断等給付を受けようとする方は、二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）に必要事項を記入し、一次健康診断の結果を証明することができる書類（一次健康診断の結果の写しなど）を添付して、健診給付病院等を経由して、所轄の都道府県労働局長に提出してください。

請求に当たっての注意事項

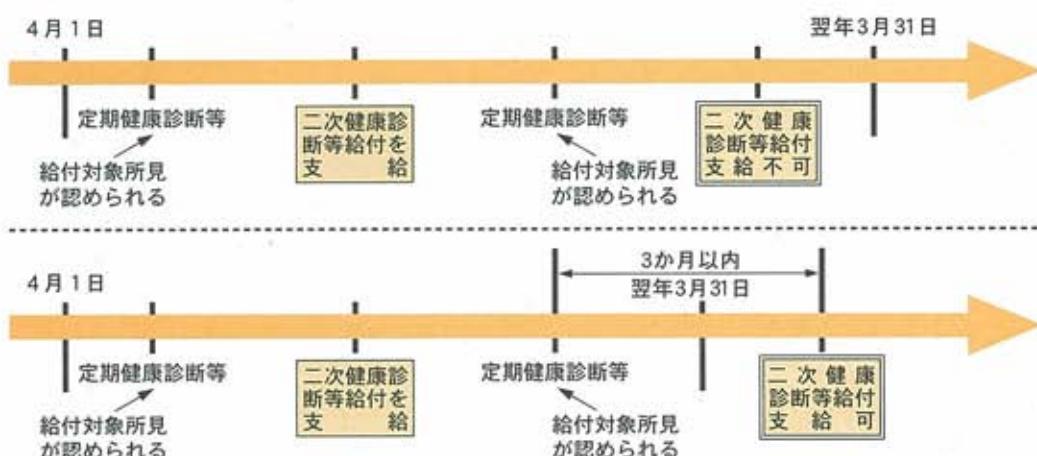
1 請求期間

二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断の受診日から3か月以内に行わねばなりません。一次健康診断の受診日から3か月を過ぎて請求が行われた場合、二次健康診断等給付を受けることはできません。ただし、次のようなやむを得ない事情がある場合は除きます。

- ① 天災地変により請求を行うことができない場合
- ② 一次健康診断を行った医療機関の都合等により、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた場合

2 給付を受けることができる回数

二次健康診断等給付は、1年度内（4月1日から翌年の3月31日までの間）に1回のみ受けすることができます。そのため、同一年度内に2回以上の定期健康診断を受診し、いずれの場合も二次健康診断等給付の要件を満たしている場合でも、二次健康診断等給付はその年度内に1回しか受けることができません。



3 二次健康診断等給付を受けることができる医療機関

二次健康診断等給付は、健診給付病院等でのみ受けることができます。

請求書記載例(表)

様式第16号の10の2(表記) 労働者災害補償保険

二次健康診断等給付請求書

裏面に記載してある注意事項をよく
読み込んで、記入してください。

標準字体

0 5 ア カ サ タ ナ ハ マ ャ ラ ワ
1 6 イ キ シ チ ニ ピ ミ リ リ リ
2 7 ウ ク ス ツ ス フ ム エ ル リ
3 8 エ カ セ テ キ ヘ メ レ *
4 9 オ コ ジ ノ ホ モ ヲ ロ ロ

被 员 標 級	①看護婦	②検査区分	③医療	④受付年月日		⑤																																											
年 3 8 5 0 0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平成 12年 5月 14日																																													
⑥労働保 障年 数等	⑦性別	⑧労働者の生年月日	⑨次健康診断受付年月日	⑩一次健康診断受付年月日	⑪	⑫																																											
1男 3女	男	13101123456	7200514	7200620	13ヶ月 3ヶ月 5ヶ月																																												
シメイ(カタカナ):姓と名の間は1文字あけて記入してください。 スス キロウ																																																	
労 働 者 の 姓 名	鈴木 次郎 (50歳)																																																
フリガナ	ネリマクタカノダイ																																																
住 所	練馬区高野台〇-〇-〇																																																
郵便番号																																																	
一次 健 康 診 断 結 果 欄	一次健康診断(最近の定期健康診断等)における以下の検査結果について記入してください (以下の⑪、⑫及び⑬の異常所見について、すべて「有」の方が二次健康診断等給付を受給することができます。)																																																
⑪血圧の測定における 異常所見(高い場合に限る。)	⑫血中脂質検査における 異常所見(高い場合に限る。ただし、肝炎ウイルス抗体陽性の場合には、低い場合に限る。)	⑬検査方法	⑭異常所見(高い場合に限る。)	⑮尿蛋白検査についての所見	⑯脂又は心臓疾患の症状についての有無																																												
1 有 3 無	1 有 3 無	1 血管壁 3 ポリ A型	1 有 3 無	1 有 3 無	1 有 3 無																																												
名 称 山田病院	電話番号 03-1234-5678																																																
所在 地 練馬区東大泉〇-〇-〇	郵便番号 177-XXXX																																																
⑭の期日が⑪の期日から3ヶ月を超えている場合、その理由について該当するものを○で囲んでください。 イ 外災地帯により請求を行うことができなかった。 ロ 医療機関の都合等により、一次健康診断の結果の通知が差し戻された。	⑪の期日 その他の理由																																																
事業主 証明欄	⑬の者について、⑪の期日が一次健康診断の実施日であること及び添付された書類が⑪の期日における一次健康診断の結果であることを証明します。 株式会社 本田商事 事業の名称 中央区銀座2-4-6 事業場の所在地 代表取締役 本田 太郎 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名) 労働者の所属事業場の名称・所在地																																																
上記により二次健康診断等給付を請求します。 東京 用印(捺印)																																																	
請求人の 姓 名	鈴木 次郎	電話番号 XXX XXXX	電話番号 03 XXXX XXXX	郵便番号	7200618	⑭																																											
支不 支給 決定 通知書	<table border="1"> <tr> <td>姓 名</td> <td>鈴 木 次 郎</td> <td>性 別</td> <td>男</td> <td>年 齢</td> <td>50</td> <td>月 齢</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>満 了 年 月 日</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>履 歴 書 類 番 号</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>決 定 年 月 日</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>不 良 精 神 状 態</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>不 良 精 神 状 態</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>						姓 名	鈴 木 次 郎	性 別	男	年 齢	50	月 齢	0	満 了 年 月 日							履 歴 書 類 番 号							決 定 年 月 日							不 良 精 神 状 態							不 良 精 神 状 態						
姓 名	鈴 木 次 郎	性 別	男	年 齢	50	月 齢	0																																										
満 了 年 月 日																																																	
履 歴 書 類 番 号																																																	
決 定 年 月 日																																																	
不 良 精 神 状 態																																																	
不 良 精 神 状 態																																																	

一次健康診断を受けた年月日
を記入してください。

実際に二次健康診断を受けた
日を記入してください。

検査が複数の日にわたって
行われた場合は、最初の日
を記入してください。

一次健康診断の結果について
記入してください。

一次健康診断における尿蛋白
検査の結果を記入してください。

脳又は心臓疾患の症状の有無
について記入してください。

血糖検査の方法を記入してく
ださい。

二次健康診断及び特定保健指
導を受けた医療機関の名称及
び所在地を記入してください。

心エコー検査及び頭部エコ
ー検査を別の医療機関で受け
た場合は、その医療機関
については記入する必要は
ありません。

一次健康診断を受けた日から
3ヶ月以内に請求するこ
とが
できなかっ
た場合に
は、その
理由に
ついて該
当する
ものに
○を付して
ください。

自筆による署名の場合は押印
は必要ありません。

二次健康診断等給付を請求し
た年月日(二次健康診断等を
医療機関に申し込んだ日)を
記入してください。

請求書記載例(裏)

様式第16号の10の2（裏面）

一次健康診断を行った医師が異常の所見がないと診断した項目について、産業医等が異常の所見があると診断した場合、当該産業医等が新たに異常の所見があると診断した項目について、該当するものを○で囲んでください。

- イ 血圧
- ロ 血中脂質
- ハ 血糖値
- ニ 腹囲又はBMI(肥満度)

異常の所見があると診断した産業医等の氏名	⑨ (記名押印又は署名)
----------------------	-----------------

一次健康診断を行った医師が血圧、血中脂質、血糖値、腹囲又はBMI(肥満度)のいずれかについては異常の所見が認められないと診断した場合で、その後産業医等が上記のいずれかの項目について異常があると診断したことにより二次健康診断等給付を受ける要件を満たした場合には、産業医等が異常の所見があると診断した項目に○を付してください。

〔注意〕

- 1 で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、汚したり、穴を開けたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりつけたりしないでください。

- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままでし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲み（⑨及び⑩から⑪までの事項並びに⑫、⑬、⑭及び⑮の元号については、該当番号を記入枠に記入すること。）、※印のついた記入欄には記入しないでください。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式表面右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りょうに記入してください。
- 4 「一次健康診断」とは、直近の定期健康診断等（労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの）をいいます。
- 5 ⑫は、実際に二次健康診断を受診した日（複数日に分けて受診した場合は最初に受診した日）を、また、⑬は、二次健康診断等給付を請求した日（二次健康診断等を医療機関に申し込んだ日）をそれぞれ記入してください。
- 6 ⑭から⑮までの事項を証明することができる一次健康診断の結果を添えてください。
- 7 「二次健康診断等実施機関の名称及び所在地」の欄については、実際に二次健康診断等を受診した医療機関の名称及び所在地を記載してください（胸部超音波検査（心エコー検査）又は頸部超音波検査（頸部エコー検査）を別の医療機関で行った場合、当該医療機関については記載する必要はありません。）。
- 8 「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。
- 9 「労働者の所属事業場の名称・所在地」の欄については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記載してください。
- 10 「産業医等」とは、労働安全衛生法第13条に基づき当該労働者が所属する事業場に選任されている産業医や同法第13条の2に規定する労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師（地域産業保健センターの医師、小規模事業場が共同選任した産業医の要件を備えた医師等）をいいます。

表記の記入枠 を訂正したと きの訂正印欄	前字 ⑨ 加字	社会保険 労働者 記載欄	作成年月日-提出代行者-事業者名の表示	氏 名	電話番号
				⑨	